

令和6年度中央区食品衛生監視指導計画についての区民からの意見の概要と区の考え方

- 1 パブリックコメント実施期間: 令和6年2月8日(木)から令和6年2月29日(木)まで
- 2 意見の総数: 2件、2項目

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | 不良食品や食中毒への対応等について、国及び他自治体等との連携が必要である。また、食品関連事業者及び消費者に対して、食品衛生推進のため普及啓発が大切である。そのため、別紙1「国及び他自治体等との連携協力体制」の国に「警視庁」、食品関連事業者に「自主的な衛生管理の推進」、消費者に「食の安全・安心に関する知識の普及啓発」を記載すべき。 | 複数の区にまたがる食中毒などの健康被害を及ぼす食品や法の基準に違反する食品の排除や違反処理等に係る監視指導において、国、都、他自治体等と連携して監視指導を実施しております。また、警視庁とも悪質な事案等において、連携して対応しております。さらに、食品関連事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理への取り組み支援を行い自主的衛生管理の推進を図っております。また、消費者、食品関連事業者に対して、各種イベントやリスクコミュニケーションの機会を確保し、情報提供や意見交換を行い情報共有化を図っております。 |
| 2 | 食品添加物は体によくないので、国は規制強化してほしい | ご意見として承ります。 |

※なお、パブリックコメントの結果による計画案の修正はありません。